

○文部科学省令第十三号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の二第一項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第七条第二項第二号及び第八条第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書及び第六条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の四 「略」

2 第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三條の三、第二十三條の四第一項及び第六項、第二十三條の五、第二十三條の七第三項、第二十三條の八第三項、第二十三條の九、第二十四條、第二十五條、第二十六條の二、第二十九條第二項、第三十一條第二項、第三十二條の二第一項及び第三項、第三十二條の四第二項並びに第三十六條第十一号の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

（認定のための選考）

第二十条 「略」

2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「略」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学年の末日までに初めて本邦に上陸した者

ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第

改正前

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の四 「同上」

2 第二十条第三項、第二十一条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項、第二十二條第一項第五号及び第七号並びに第二項、第二十三條第一項第四号及び第六号並びに第二項、第二十三條の三、第二十三條の四第一項第六項並びに第九項、第二十三條の五、第二十三條の七第三項、第二十三條の八第三項、第二十三條の九、第二十四條、第二十五條、第二十六條の二、第二十九條第二項、第三十一條第二項、第三十二條の二第一項並びに第三十二條の四第二項並びに第三十六條の規定に基づき機構が定める事項は、前項第一号に掲げる事項に該当するものとする。

（認定のための選考）

第二十条 「同上」

2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「同上」

「号を加える。」

三学年の課程又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者

(2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十條第五号から第六号まで又は第百八十三條第二号に該当する者

ハ 大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門課程を置く専修学校を卒業又は修了した後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構が認める者

三 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構が認める者

四 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

五 「略」

3 「略」

第二十一条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二條 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

「号を加える。」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

三 「同上」

3 「同上」

第二十一条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この号、次条第二項第三号及び第二十三條第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二條 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者。以下この号において同じ。）の収入に關し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「略」

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關する資料に基づき、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者）の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二 「略」

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ 「略」

ハ 学校教育法施行規則第五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一・二 「同上」

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に關する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一・二 「同上」

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ・ロ 「同上」

ハ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一号）第五十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が

2

ニくチ 「略」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一く三 「略」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 次(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者 十五万四千五百円未満

ロ 「略」

2

二年を経過した者
ニくチ 「同上」
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一く三 「同上」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 五万一千三百円未満
「(1)を加える。」

「(2)を加える。」
「(3)を加える。」

ロ 「同上」

3・4 「略」
5 第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする者は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が次の各号のいずれかに該当した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条においては「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨、次の各号のいずれに該当するか及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

一 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等に入学した場合

二 当該選考対象者が、確認大学等の公示対象学部等以外の学部等に入学した場合

4 6 「略」
7 機構は、前項の規定による届出があつた場合であつて

給付奨学生候補者が第三項の規定により通知された場合のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8 「略」
「項を削る。」

3・4 「同上」
「項を加える。」

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に給付奨学生認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

4 6 「同上」

7 機構は、前項の規定による届出があつた場合であつて給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

8 「同上」
9 給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 六 「略」

七 機構が定める日までに第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九 「略」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 六 「略」

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行つたとき。

八・九 「略」

3 5 「略」

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者(大学院においては、配偶者があるときは、その者及びその配偶者)及びその生計維持者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

4 2・3 「略」

金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資貸与

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 六 「同上」

七 機構が定める日までに第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行わないとき。

八・九 「同上」

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 六 「同上」

七 前項第七号に該当する者 第二十三条の四第九項又は第二十三条の九の規定による届出を機構に対し行つたとき。

八・九 「同上」

3 5 「同上」

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、第十四条第一項の学資貸与金(以下単に「学資貸与金」という。)の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

4 2・3 「同上」

金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資貸与

給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

5
5
7 「略」

（令第一条第四項の文部科学省令で定める者）
第三十四条 令第一条第四項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）
第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「略」

四 選考対象者又は給付奨学生（第二十三条の二第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であつて、令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上であるとき。

2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零

給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者（その者を地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者（以下「扶養者」という。）があるときは、その者及びその扶養者）の個人番号の提供を求めるものとする。

5
5
7 「同上」

（令第一条第三項の文部科学省令で定める者）
第三十四条 令第一条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）
第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 三 「同上」
「号を加える。」

2 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められる

を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の

端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同

項本文に規定する市町村民税の所得割を課することが

できない者に準ずるものと認められる場合にあつては

（零）

イ 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百

分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認めら

れるもの

ロ 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

に準ずるものとして適切と認められるもの

二 前項第四号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場

合に同じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて

算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未

満である場合 十五万四千五百円

ロ 令第八条の二第四項本文に規定する方法によつて

算定した額が十五万四千五百円以上である場合 十

五万四千六百円

附 則

2 第四条（業務の特例に関する経過措置）

「略」

機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場

合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定

の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三

条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とある

のは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び

支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与

に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項

の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」と

いう。）とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資

貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び

法附則第十四条第一項の第一種学資金」と、第二十五条

中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（法附則第十

もの

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に

準ずるものとして適切と認められるもの

附 則

2 第四条（業務の特例に関する経過措置）

「同上」

機構が法附則第十四条第一項に規定する業務を行う場

合における第一条の四、第十七条及び第二十五条の規定

の適用については、第一条の四第一項第一号中「第十三

条第一項第一号に規定する学資の貸与及び支給」とある

のは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与及び

支給並びに法附則第十四条第一項に規定する学資の貸与

に係る業務」と、第十七条第一号中「法第十四条第一項

の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」と

いう。）とあるのは「法第十四条第一項の第一種学資

貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）及び

法附則第十四条第一項の第一種学資金」と、第二十五条

第一項中「学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く	<p>。四 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 一 種 学 資 金 を 含 む 。 」 と す る</p>
全体に付した傍線は注記である。	<p>。) 」 と ある の は 「 学 資 貸 与 金 (法 附 則 第 十 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 第 一 種 学 資 金 を 含 む 。 以 下 単 に 「 学 資 貸 与 金 」 と い う 。) 」 と す る 。</p>

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、「高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）」（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 四 「略」
- 三 四 「略」

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 「略」
- 二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。
 - イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第百二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零以上であること。

改正前

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、「高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）」（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 四 「同上」
- 三 四 「同上」

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 「同上」
- 二 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 大学等の設置者の直前三年のいずれかの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類において、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第百二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。

ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零以上であること。

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等(短期大学の認定専攻科及び高等専門学校)の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。)の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育(以下この号において「併設通信教育」という。)に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。)の充足率(五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在する学生等(併設通信教育に係る学生等を除く。))の数の比率をいう。同項において同じ。)が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1) 大学及び高等専門学校 八割

(2) 専門学校 五割

4 2 3 (大学等の確認要件の特例)

第四条 「略」

4 2 3 「略」
確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一 直前の年度に当該大学(別科及び専攻科並びに大学院を除く。)又は高等専門学校(専攻科を除く。)を卒業した者のうちに大学(別科を除く。)、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、(1)に掲げる資産の合計額から(2)に掲げる負債の合計額を控除した額(学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの)が零を下回ること。

ハ 直近三年度のいずれにおいても、大学等(短期大学の認定専攻科及び高等専門学校)の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。)の収容定員(昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育(以下この号において「併設通信教育」という。)に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。)の充足率(五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在する学生等(併設通信教育に係る学生等を除く。))の数の比率をいう。同項において同じ。)が八割未満であること。

「(1)を加える。」
「(2)を加える。」

4 2 3 (大学等の確認要件の特例)

第四条 「同上」

2 3 「同上」
「項を加える。」

二 前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収
容定員の充足率が五割以上である場合

5 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学
校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の
経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技
術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項
各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が
認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適
合したものとみなす。

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下
単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該
確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日まで
に、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号
の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請
書」という。）を提出するものとする。

2・3 「略」

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 「略」

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を
受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各
号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならな
い。

一 「略」
二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三
百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格を
もつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該
当するもの

イ 本邦で出生し、又は十二歳に達した日の属する学
年の末日までに初めて本邦に上陸した者
ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程

「項を加える。」

（確認の申請等）

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下
単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該
確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日まで
に、同項各号に定める者（以下「文部科学大臣等」とい
う。）に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式
第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）
を提出するものとする。

2・3 「同上」

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条 「同上」

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を
受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各
号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならな
い。

一 「同上」
二 「号を加える。」

又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 本邦において、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修業年限が三年以上のものに限る。）を卒業又は修了した者

(2) 学校教育法施行規則第二百五十条第五号から第六号まで又は第八十三条第二号に該当する者

ハ 大学等の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると学校の長が認めた者

三 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

四 出入国管理及び難民認定法別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

五 「略」

第十条 「略」

一 九 「略」

二 九 「略」

(1) 多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行

「号を加える。」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

三 「同上」

第十条 「同上」

一 九 「同上」

二 九 「同上」

(1) 「(1)を加える。」

令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあつては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいづれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいづれかの子である者を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者 十五万四千五百円未満

3
・ 4 ロ 「略」

5 第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6 第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定の申請等)

第十一条 「略」

2 7 「略」

第十八条 (認定の効力の停止等)
授業料等減免対象者が次のいずれかに該当する

「(2)を加える。」

3
・ 4 ロ 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

(認定の申請等)

第十一条 「同上」

2 7 「同上」

8 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、その在学する確認大学の定める日までに、授業料減免に係る継続願（第十八条第一項第六号及び同条第二項第六号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

第十八条 (認定の効力の停止等)
授業料等減免対象者が次のいずれかに該当する

ときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一〇六 「略」

七 公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第十條第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。

八〇十 「略」

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇五 「略」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき又は公示対象学部

に在学することとなつたとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなつたとき（施行令第二條第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定

における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき。

八〇十 「略」

三〇五 「略」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の

ときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一〇六 「同上」

七 第十一條第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

八〇十 「同上」

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇五 「同上」

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十條第二項第三号イ及びビロに定める額に該当することとなつたとき。

七 前項第七号に該当する者 減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

八〇十 「同上」

三〇五 「同上」

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の

算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で

定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二・三 「略」

四 選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項

に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く

。）又は高等専門学校等の学部等に限り、在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であつて、施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百

2 円未満であるとき。

施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に限り、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（その額が零

を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（施行令第二条第二項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては、零）とする。

イ 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

ロ 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額

算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で

定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合

二・三 「同上」
「号を加える。」

2 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二

号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

<p>二 前項第四号に掲げる場合 五万千二百円</p>	<p>二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

様式第一号を次のように改める。

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にシ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免することを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があります。

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にシ点(●)を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

- 「[1]実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係
 - 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
 - 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》
 - 「[2]①学外者である理事の複数配置」関係
 - 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿
 - 「[2]②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係
 - 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿
 - 「[3]厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係
 - 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
 - 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】
- その他**
- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
 - 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	学校名
設置者名	

Ⅰ. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「經常収支差額」の状況

	經常収入(A)	經常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

申請前年度の決算	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
	円	円	円

Ⅱ. 申請校の直前3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直前3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

申請前年度の状況	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

申請前年度の状況	進学者数+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
	人	人	%

(Ⅰ. ②)の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二号の四―①を次のように改める。

様式第2号の4-①【4財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称：)	対象年度：)
公表方法：	
中長期計画(名称：)	対象年度：)
公表方法：	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名	
教育研究上の目的 (公表方法:)	
(概要)	
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法:)	
(概要)	
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法:)	
(概要)	
入学者の受入れに関する方針 (公表方法:)	
(概要)	

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法:	
-------	--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員数（不務者）										
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計			
—	人						人			人
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
—	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教員数（兼務者）										
学長・副学長					学長・副学長以外の教員					計
人					人					人
各教員の有する学位及び業績 公表方法： (教員データベース等)										
FID（フエカルティ・データベース等）の状況（任意記載事項）										

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者の数、収容定員、在学する学生の数									
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a 収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c %	編入学 定員	編入学 者数		
	人	人	%	人	%	人	人	人	人
	人	人	%	人	%	人	人	人	人
合計	人	人	%	人	%	人	人	人	人
(備考)									

卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数									
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他					
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)				
(主な進学者・就職先) (任意記載事項)									
(備考)									

④ 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）

学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数		留年者数	中途退学者数		その他		
		人	(%)		人	(%)	人	(%)	
	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)
合計	(100%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)

(備考)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 （任意記載事項）	履修単位の上限
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位

G P Aの適用状況（任意記載事項）
公表方法：
学生の学修状況に係る参考情報
（任意記載事項）
公表方法：

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：

⑨授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考(任意記載事項)
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑩大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 学生への修学に係る支援に関する取組
 (概要)

①進路選択に係る支援に関する取組 (概要)
②学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要)

⑪教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法
 公表方法：
 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載する全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が50人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード(18桁)	
学校名(○○大学等)	
設置者名(学校法人○○学園等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者(家計急変による者を除く)	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人
	第Ⅱ区分	人	人
	第Ⅲ区分	人	人
	第Ⅳ区分	人	人
家計急変による支援対象者(年間)			人
合計(年間) (備考)			人

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支度に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。
 ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学費支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 <small>(単位制による場合、専門学校に在学中に「留校」の旨が明記された単位修得単位数が標準単位数の5割以下)</small>	人	人	人
出席率が5割以下その他の修得率が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以上のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期
年間	人	人	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （重位団による私立専門学校に おける修得単位数の8割以下） の要請件数の6割以下）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学 修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第二号の四―②別紙を次のように改める。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載する全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が50人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード(18桁)	
学校名(○○大学等)	
設置者名(学校法人○○学園等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者(家計急変による者を除く)	人	人	人
内訳	第Ⅰ区分	人	人
	第Ⅱ区分	人	人
	第Ⅲ区分	人	人
	第Ⅳ区分	人	人
家計急変による支援対象者(年間)			人
合計(年間) (備考)			人

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他の不正の手段により授業料等減免又は学費支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了でないことが確定	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 <small>(単位制による場合、専門学校に在学中に「留校」の旨が明記された単位修得単位数が標準単位数の5割以下)</small>	人	人	人
出席率が5割以下その他の修得率が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	人	人	人
計	人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る。認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。及び専門学校(修業年限が2年以上のものに限る。))		
	年間	前半期	後半期
年間	人	人	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （重位団による私立専門学校に おける修得単位数の算定方法の 別表第1号の2の部以下）	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人
出席率が8割以下その他学 修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
- (令和六年度における適格認定における収入額・資産額等の判定の特例)
- 2 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の八第一項の規定による令和六年度における学資支給金の額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。
- 3 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十四条第一項の規定による令和六年度における授業料減免の額の変更については、同項中「十月」とあるのは、「四月及び十月」とする。